

しまね 生衛だより 第66号

編集・発行 (公財)島根県生活衛生営業指導センター
〒690-0882 松江市大輪町420-1
ホームページ: <http://www.seiei.or.jp/shimane/>

TEL(0852)26-0651
FAX(0852)26-4684
E-mail: shimanecenter@seiei.or.jp



【ノドグロ】 昨年大活躍した松江市出身のプロテニスの錦織圭選手。全米オープン男子シングルスで準優勝した直後の帰国会見での「ノドグロが食べたい」という発言をきっかけに、県内の鮮魚店や乾物店に県内外から問い合わせや注文が殺到して、地元・島根県は思わぬ特産の高級魚「ノドグロ」ブームに大いに沸いた。

新年のご挨拶

公益財団法人 島根県生活衛生営業指導センター

理事長 池上良一

平成二十七年の年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。昨年末にはアベノミクスを問う衆議院議員選挙が行われ、自由民主党の圧勝に終り、公明党との連立政権が再びスタートしました。都市と地方の格差が広がるなか、経済対策の一環として地域活性化のために緊急的に実施すべき施策として、地域商品券の発行等3兆円規模の補正予算等を閣議決定する日程が描かれていると報じられております。私達生衛業にとりましても活性化の後押しとなり得る支援策であり、その実施が望まれる所であります。

また昨年は指導センターといたしまして、生活衛生関係営業のお店が連携し、高齢者等に魅力あるサービスや健康にやさしいサービスを提供し、高齢者が家を出てお店をめぐるきっかけづくりのため、「スタンプを集めて健康づくり」を実施しましたが、その結果を分析精査し二十七年度も理事会の議を得て実施されることを望んでおります。

本年度も島根県生活衛生営業指導センターといたしましては、生活衛生同業組合の衛生水準向上を図り、利用者に安全・安心なサービスを提供するため、関係機関と連携し、所要の施策を推し進めてまいります。どうか本年も旧年にも倍してご指導ご協力を賜りますようお願いいたします。

栄えある受賞おめでとうございます。

平成 26 年生活衛生功労者として、次の方々が栄えある表彰を受けられました。
長年にわたり生衛組合の組織強化と業界発展のために貢献されました。
これからも元気で活躍されることを祈念いたします。

◎叙勲

旭日单光章

穴道 晋様

(飲食業生活衛生同業組合 副理事長)

◎厚生労働大臣表彰

生活衛生功労

後藤 勇様

(飲食業生活衛生同業組合 副理事長)

◎全国中央会理事表彰

三島 勝様

(理容生活衛生同業組合 副理事長)

山本 澤郎様

(食肉生活衛生同業組合 理事)

生活衛生同業組合活動推進月間

毎年11月を「生活衛生同業組合活動推進月間」と定め、関係機関・団体の協力のもとに、生衛組合の周知広報や組合活動の活性化のための取組みを重点的に展開することとなりました。(主催：(一社)全国生活衛生同業組合中央会、全国生活衛生同業組合連合会、都道府県生活衛生同業組合)

初年度の今年は、10月23日に各生衛組合及び指導センターに加え、行政や政策金融公庫の出席のもと、「平成26年度生活衛生営業の振興及び適正化推進会議」を開催しました。

会議では各生衛組合の現状や課題等を検討するとともに、関係機関の連携強化と組合活動活性化の推進について意見交換しました。

<生衛組合に加入すると、こんな特典があります>

1. 日本政策金融公庫の融資がより有利な条件で受けられます。
2. 各生衛組合が取扱う各種保険共済制度に加入できます。
3. 各生衛組合が開催する各種講習会・研修会に参加できます。
4. 機関紙や情報誌で、業界の最新の情報を知ることができます。
5. 飲食店でのカラオケ使用料や宿泊施設のNHK受信料が割引になります。
6. その他

商品、原材料などを共同購入している組合では安価で仕入れができます。
県内8組合や行政、他団体等との人的ネットワークづくりができ、経営に活かすことができます。



**平成二十六年生活衛生同業組合
理事長・事務局職員会議**

とき 平成二十七年一月十五日(木)
ところ 松江市伊勢宮町「野津旅館」

生活衛生同業組合連合会及び生活衛生営業指導センター共催
で開催し、年頭目標、次年度主要事業、行事予定、指導センター理事
会及び評議員会、連合会総会の開催日程等について協議しました。

○平成二十七年 年頭目標

島根県生活衛生同業組合連合会
(公財) 島根県生活衛生営業指導センター

生衛組合は生衛法に基づき業種ごとに設立された、衛生水準
の向上等を使用とする同業者の組織であり、利用者に安全・安
心なサービスを提供するとともに、地域の健康福祉の維持向上
に寄与する活動等を行っています。

しかしながら、生衛法の制定後五十余年が経過する中で、組
合員の減少による組織基盤の脆弱化が生じていることも否めな
い状況にあります。

そこで平成27年の始めに当たり、次の目標を挙げて生衛
組合及び生活衛生関係業界の発展に向かって努力します。

- 1 関係機関・団体等と連携して、生衛組合の周知広報に努
め、組織の拡充、強化を図る。
- 2 生活衛生関係団体との連携を強化し、生活衛生関係営業
の経営の改善と、衛生水準の向上を図る。
- 3 日本政策金融公庫国民生活事業の利用を促進、拡大し生
活衛生関係営業の経営の安定に努める。
- 4 お年寄りや、障がい者に優しい商品、サービスの提供に
努め、地域における福祉の増進を図る。

○平成 27 年主要行事予定表 (1 ~ 6 月)

| 月 | 生活衛生同業組合 | 生活衛生営業指導センター |
|---|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 18(日) 美容 新年理事会 19(月) 食肉 新年理事会(全国) 27(火) 食肉 役員会 | 15(木) 理事長・事務局職員会議 標準営業約款書面審査会 しまね生衛だよりの発行 29(木) 旅館・ホテル 後継者育成支援事業(松江) |
| 2 | 9(月) 興行 振興交付金事業(松江) 13(金) 旅館 顧問、役員、組合長合同会議 15(日) クリーニング 理事会・監査会 16(月) 理容 講習会(益田) 23(月) 飲食 支部長会(大田) すし 振興交付金事業(松江) | 1(日) 標準営業約款登録 景気動向等調査 4(水) 飲食 後継者育成支援事業(大田) 19(木)~20(金) 指導センター指導員研修会(全国) 26(木)~27(金) 指導センター事務担当当事者会議(全国) 衛経貸付推薦団体協議会 経営状況調査 |
| 3 | 2(月) 理容 講習会(松江市) 15(日) クリーニング 総会 16(月) 理容 理事会 | 9(月) 新任特別相談員研修会(松江) 12(火) 理事会 評議員会 23(月) 指導センター理事長会議(全国) |
| 4 | 6(月) 美容 監査会 13(月) 美容 理事会 中旬 理容 監査会・常任理事会 〃 理容 理事会 | 県担当部課長会議 事務局代表者会議(全国) |
| 5 | 中旬 旅館 顧問・四役会議 中旬 理容 総代会 18(月) 美容 総会 飲食 理事会 下旬 旅館 顧問・役員・組合長合同会議 | 理事会 経営状況調査 |
| 6 | 2(火)~3(水) 旅館 全国大会 15(月) 旅館 総会 15(月) 理容 県競技大会 クリーニング 理事会 飲食 総会 22(月) 美容 理事会 24(水) 飲食 全飲連全国大会(福島) | 評議員会 上旬 厚生労働大臣表彰推薦期限 下旬 中央会理事長表彰推薦期限 景気動向等調査 |

平成二十六年生活衛生経営特別相談員研修会

と き 平成二十六年八月二十五日（月）
 ところ 松江アーバンホテル

一、「(公財) 島根県生活衛生営業指導センターの概要」

(公財) 島根県生活衛生営業指導センター
 専務理事 桐原 祥彦

二、「① 経営特別相談員制度等について」

(公財) 島根県生活衛生営業指導センター
 経営指導員 安部 義博

② 「事例発表」

飲食業生活衛生同業組合 経営特別相談員 加田 憲三氏

三、「やさしい決算書の見方について」

(公財) 島根県生活衛生営業指導センター
 経営指導員 杉谷 博章

四、「衛経制度融資について(限度額の拡充にもなう変更点について)」

(株) 日本政策金融公庫松江支店 融資課長 鹿子生 康利氏

五、「消費生活相談の概要と事例について(消費者センターの事例から学ぶ)」

島根県環境生活総務課消費とくらしの安全室

上席調整監 今若 浩次氏



平成二十六年生活衛生営業指導センター クリーニング師研修・業務従事者講習を開催

この研修・講習は、クリーニング業法により三年に一度受講が義務付けられている法定の研修・講習制度で、島根県知事の指定を受けた(公財) 全国生活衛生

クリーニング師や業務従事者に対し、クリーニング事故の防止を図り、安心できるサービスを提供するため、衛生思想や洗濯物処理等の知識・技術の普及と徹底を図ることを目的に平成二十六年年度のクリーニング師研修・業務従事者講習を開催しました。

厚生労働大臣の基準による知事の指定研修
 平成 26 年度
クリーニング師
研修修了済
 クリーニング業法に基づくクリーニング師の研修を修了したことを証するものです。
 有効期間：3年間
 (公財) 全国生活衛生営業指導センター

厚生労働大臣の基準による知事の指定講習
 平成 26 年度
クリーニング業務従事者
講習修了済
 クリーニング業法に基づくクリーニング業務従事者の講習を修了したことを証するものです。
 有効期間：3年間
 (公財) 全国生活衛生営業指導センター

| I 型クリーニング師研修 | | | |
|---------------|-------------|-------------|------|
| | 開催日 | 会場 / 所在地 | 受講者数 |
| 西部会場 | 平成26年10月19日 | いわみーる/浜田市 | 14人 |
| 東部会場 | 平成26年11月16日 | パルメイト出雲/出雲市 | 26人 |
| I 型業務従事者講習 | | | |
| 西部会場 | 平成26年10月19日 | いわみーる/浜田市 | 39人 |
| II 型クリーニング師研修 | | | |
| 通信 | 平成26年11月16日 | その他受講者 | 3人 |
| II 型業務従事者講習 | | | |
| 通信 | 平成26年11月16日 | 東部地区 | 30人 |

営業指導センターから受託して実施しています。
 なお、今年度の東部地区を対象にした業務従事者講習は二型講習として通信による講習(自宅にてテキストを学習し、レポートを提出していただく)を実施しました。
 受講された方には、修了証書と店舗に掲示いただくための修了済ステッカーを発行しました。

「事業継続・再生支援セミナー」の開催

(公財) 島根県生活衛生営業指導センターと島根県生活衛生同業組合連合会は、11月10日(月)、松江市民活動センター(ステイックビル)において「事業継続・再生支援セミナー」を共同開催しました。

当日は、同会場で飲食業生活衛生同業組合による「松江創作料理発表会」も開催され、飲食業関係者をはじめとして80名の方にセミナーを受講していただきました。本セミナーの講師として、全国各地で中小企業の再建に取り組んでいらっしゃるNPO法人再チャレンジ東京の顧問で税理士の清水洋先生をお迎えして実施しました。



セミナーのなかで清水先生は、「すでに日本

を越えている未曾有の状況となっている。これにともない国の考え方も変わり、破綻法制から再生型法制に転換してきた。

包括根保証の禁止や原則、経営者以外の第三者保証人を求めないなど金融機関の姿勢も大きく変化している



る。」ことなどを説明し、「これからの経営は、数量を追う経営から単価を上げるために付加価値を高める経営が必要である。」と力説されました。

生活衛生事業者の経営にとって、仕入価格の上昇、従業員の確保難、さらなる消費税増税など厳しい状況が続いています。指導センターでは、今後とも生衛業の安定した経営のためにセミナーをはじめ各種事業を開催します。引き続き皆さまの積極的なご参加をお願い申し上げます。

記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されました



事業所得等を有する個人の白色申告の方に対するこれまでの記帳・帳簿等の保存制度について、**平成26年1月**から対象となる方が拡大されました。

- ◎ **対象となる方**
・個人で事業（農業を含む）や不動産貸付等を行う**全ての方**です。
※ 所得税及び復興特別所得税の申告が必要ない方も、記帳・帳簿等の保存制度の対象となります。
- ◎ **記帳する内容**
・売上げなどの収入金額、仕入れやその他の必要経費に関する事項
・記帳に当たっては、日々の合計金額を記載するなど、簡易な方法で記載可能
- ◎ **帳簿等の保存**

【帳簿書類の保存期間】

| | 保存が必要なもの | 保存期間 |
|----|-------------------------------|------|
| 帳簿 | 収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿） | 7年 |
| | 業務に関して作成した上記以外の帳簿（任意帳簿） | 5年 |
| 書類 | 決算に関して作成した棚卸表その他の書類 | 5年 |
| | 業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、領収書など | |

詳細は、[国税庁ホームページ](#)をご覧ください。 [国税庁](#) で [検索](#)

ノロウイルスによる食中毒に気をつけましょう！

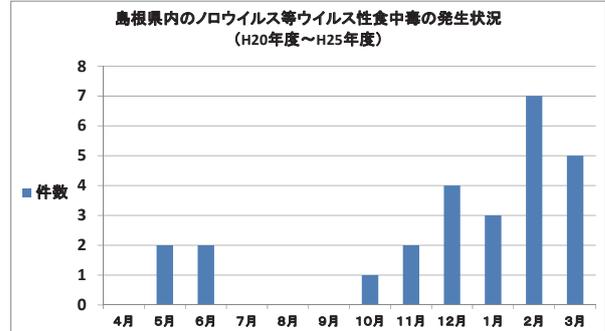
島根県薬事衛生課

冬場はノロウイルスによる食中毒が多発します

右図は、県内で平成 20 年度から 25 年度のノロウイルス等のウイルスによる食中毒の発生件数です。

11 月末で、県内全域の患者報告数(6.8)は増加傾向で、大田及び出雲圏域では既に 10 を超えました。

島根県では、感染性胃腸炎が流行するシーズンに、県内全域の患者報告数が、「10」を超えると食中毒注意報、「16」を超えると警報を発表します。



食品等事業者の皆さまへ

ノロウイルスによる食中毒事例では、調理従事者からもノロウイルスが検出されることがあるなど、ノロウイルスに感染した調理従事者が知らず知らずに、食品を汚染してしまっているケースが見られます。これは、ノロウイルスの感染力が強く、少量のウイルスでも感染してしまうからです。

特に、周囲で感染性胃腸炎が流行していたら、調理に従事される方の健康管理は大変重要です。

ノロウイルスによる食中毒を防ぐため、以下の3点について見直してみましょう。

① 基本は手洗い！ トイレの後と調理の前は「2度洗い」

手についたウイルスは簡単には落ちません。しっかりと洗い流して落とすという意識が必要です。
(手洗いのポイント)

- 石鹸でしっかりと泡立てて、ウイルスをかきだし、流水で十分にすすぎましょう。
- 調理場に入るとき、盛付け前、調理工程毎、汚れたときが手洗いのタイミングです。
- 用便後、特に、おむつ替え、下痢便、おう吐物の処理をした後はていねいに。
- ペーパータオルを使用するなど、手拭きタオルの共用は避けましょう。

② 洗浄・消毒の徹底！

キーワードは「熱湯」「塩素液」

ウイルスは器具や食器に付着していることもあります。しっかりと汚れを落とし、効果的な消毒を実施しましょう。

- 器具類の消毒は熱湯か塩素液につけ置く
- 塩素液は塩素濃度が 0.02% (200ppm) になるよう調整しましょう。

0.02%塩素液の作り方(ペットボトルを使った一例)

- 家庭用塩素系漂白剤 (5%) の場合
→ペットボトルの蓋 2 杯分を水 20 で薄める。

※注意※

作った塩素液は使い切るか、保存する場合、誤って飲まないように注意書きをしましょう。

③ 従事者の健康管理！

始業前には従業員の健康確認

- 下痢や腹痛などの症状があるときは、調理に従事しないようにしましょう。
- 症状があれば、すぐに責任者に報告するしくみを作りましょう。

はっきりとした自覚症状がなく知らない間に感染していることも・・・

- ノロウイルスを保有していても、本人に自覚症状がない事例も増えています。
- ご家族や周囲で感染性胃腸炎が流行している時は、「基本の手洗い」を励行し、感染を防ぎましょう！

(株)日本政策金融公庫生活衛生融資について

○生活衛生関係営業を営む方への融資制度です。

飲食店営業(そば・うどん店、中華料理店、すし店、料理店、社交業、一般飲食店)、喫茶店営業、食肉販売業、食鳥肉販売業、冰雪販売業、理容業、美容業、興行場営業、旅館業、一般公衆浴場業、サウナ営業、その他公衆浴場業、クリーニング業を営む方々への融資制度です。

(注)生活衛生関係営業とは、生活衛生関係営業適正化法に基づき、国民生活に密着した営業として衛生水準の維持向上、健全な経営等が規定された営業です。

○振興事業貸付は、振興計画認定組合の組合員の方向けの制度で、生活衛生融資の一般貸付よりも、融資条件(ご融資額、ご返済期間、利率等)が有利な制度です。

<ご利用例>

振興事業貸付をご利用いただいた場合、一般貸付より利率が最大で 1.05% 有利

✓店舗改装資金として 700 万円借入れ (10 年でご返済)

～貸付制度ごとの当初 1 年間の支払額比較～



○新たに事業を始める方にもご利用いただけます。

○長期のご返済で、お利息は固定利率です。なお、お利息は、お使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。

くわしくは、(公財)島根県生活衛生営業指導センター(TEL:0852-26-0651)までお問い合わせください。

ご利用いただける方(対象業種・事業規模)

○生活衛生関係の事業を営む次の事業規模に該当する方にご利用いただけます。

| 対象業種 | 事業規模(次のいずれかに該当する方) | |
|-----------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|------------------------|
| | 資本金(会社) | 従業員数(会社または個人) |
| 飲食店営業(そば・うどん店、中華料理店、すし店、料理店、社交業、一般飲食店) 喫茶店営業 理容業 美容業 一般公衆浴場業 サウナ営業 その他公衆浴場業 | 5,000 万円以下 | 100 人以下 |
| 食肉販売業 食鳥肉販売業 冰雪販売業 | 5,000 万円以下 卸売業は 1 億円以下 | 50 人以下 卸売業は 100 人以下 |
| 旅館業 | 5,000 万円以下 | 200 人以下 |
| 興行場営業 | 3 億円以下 | 100 人以下 |
| クリーニング業 | 3 億円以下 | 300 人以下 |

(注) 1 従業員数には、臨時的従業員(パート・アルバイト)および家族従業員を含みません。

2 その他公衆浴場業(いわゆるスーパー銭湯、健康ランド等)の方は、一般貸付におけるレジオネラ症対策資金、東日本大震災復興特別貸付(震災または原発事故により直接被害を受けた方に限る)や生活衛生改善貸付(運転資金のみ)に限ります。

平成26年度健康・福祉対策推進事業(スタンプラリー事業)

「シニアの元気はシマネの元気！」を合言葉に9月～10月の2か月間、熱心に取り組んでいただいた結果、最終的に2,048名の方からの応募がありました。

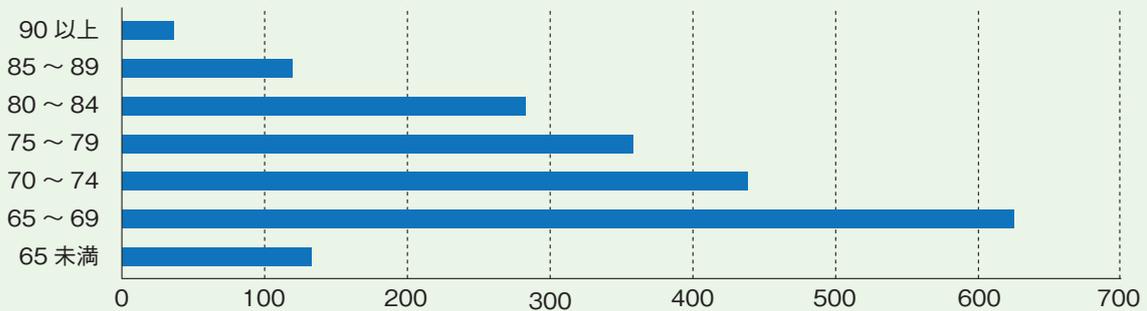
11月21日に厳正なる抽選を行い、100名の方々に利用券(3,000円分)を送付しましたので、皆様のお店にも当選された方がお見えになられたかもしれません。

利用券の**使用期限は平成27年1月31日**、**清算期限は2月15日(必着)**となっていますので、期限厳守でお願いします。

～スタンプラリーアンケートの結果から～

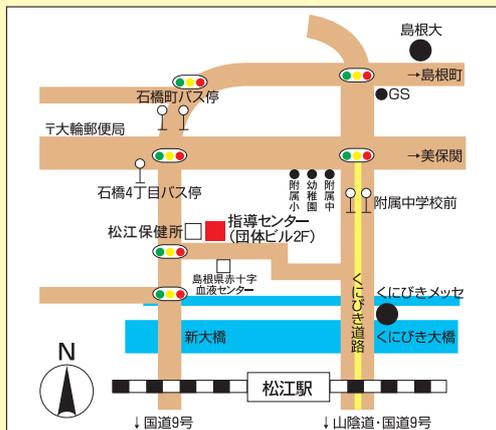
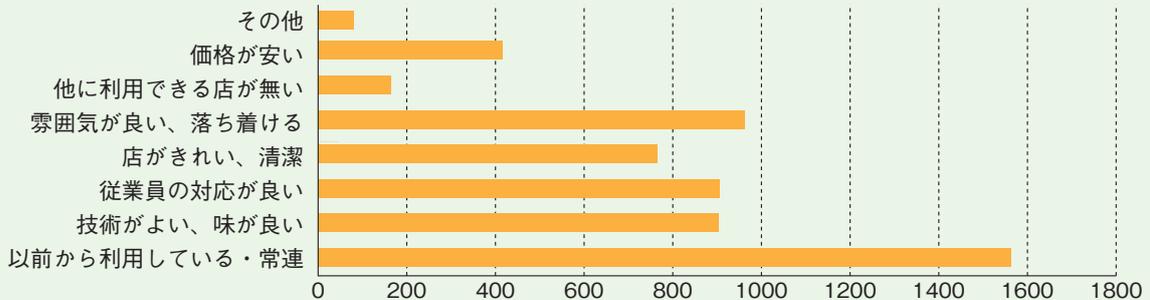
☆応募して頂いた方々の状況

- ・ 女性が1,190名(58.1%)、男性が857名(41.9%)
- ・ 65～69歳が31.4%と一番多く、次いで70～74歳(22.0%)、75～79歳(18.0%)



☆お店を利用した理由(きっかけ)

- ・ 「以前から利用している・常連」が1,564名(27.0%)一番多く、次いで「雰囲気が良い、落ち着ける」が962名(16.6%)、「従業員の対応が良い」906名(15.7%)、「技術がよい、味が良い」904名(15.6%)となりました。



(土・日・祝祭日を除く)

◎指導センター相談室は
毎日午前10時～午後4時まで

軽にご利用下さい。

融資相談・経営相談室等お気

ます。

生衛業の皆様

の経営の健全

化・衛生水準の維持向上のため、

営業相談室を設置しております。

営業相談室のご案内

生衛業の皆様

の経営の健全

化・衛生水準の維持向上のため、

営業相談室を設置しております。